



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第782号 令和7年1月14日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
20	令和6年度徳島県一般会計補正予算（第5号）の要領を公表する件	財政課
21	令和6年度徳島県一般会計補正予算（第6号及び第7号）及び令和6年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）の要領を公表する件	同
22	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
23	特定第2号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
24	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
25	地籍調査の成果を認証した件	同
26	街区境界調査成果を認証した件	同

徳島県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により令和六年十月九日に専決処分した令和六年度徳島県一般会計補正予算（第五号）の要領を次のとおり公表する。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和六年十二月二十日徳島県議会の議決を経た令和六年度徳島県一般会計補正予算（第六号及び第七号）及び令和六年度徳島県病院事業会計補正予算（第二号）の要領を次のとおり公表する。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年一月十四日から同年五月十四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号	北 哲弥

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ阿波池田
所在地 三好市池田町サラダ一六一二番地二ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	西谷 州弘
株式会社レイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	白石 明生
株式会社つるや	同 湊町三丁目八番地一二	鶴田 直文
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ一七八一番地四	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ二六五〇番地一九	

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	西谷 州弘
株式会社レイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	三橋 信也
株式会社つるや	同 湊町三丁目八番地一二	鶴田 直文

株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ一七八一番地四	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	ウエノ二六五〇番地一九	

4 変更年月日

令和六年十一月十四日

二 届出年月日

令和六年十二月二十五日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年一月十四日から同年五月十四日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区	加入区	加入区	加入区
阿南加入区	阿南加入区	阿南加入区	阿南加入区
阿南漁業協同組合の地区	阿南漁業協同組合の地区	阿南漁業協同組合の地区	阿南漁業協同組合の地区
船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）	同	同	同
小型定置漁業	同	同	同
小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）	阿部加入区	阿部加入区	阿部加入区
同	阿部漁業協同組合の地区	阿部漁業協同組合の地区	阿部漁業協同組合の地区
同	同	同	同
同	木岐加入区	木岐加入区	木岐加入区
同	木岐漁業協同組合の地区	木岐漁業協同組合の地区	木岐漁業協同組合の地区
同	同	同	同

徳島県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

太田川土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	安田 隆夫	小松島市坂野町字松コ口四五 一
同	滝 健次	阿南市那賀川町江野島七六三 一

徳島県告示第二十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、石井町長、阿波市長、美波町長、阿南市長及び神山町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 石井町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

石井町

2 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

3 成果の名称

石井町高川原の一部の地籍図及び地籍簿（高川原四地区）

4 調査を行った地域

名西郡石井町高川原の一部（高川原四地区）

5 認証年月日

令和六年十二月二十六日

二 阿波市に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

阿波市

2 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

3 成果の名称

阿波市吉野五条の一部の地籍図及び地籍簿（吉野五条二地区）

4 調査を行った地域

阿波市吉野町五条の一部（吉野五条二地区）

5 認証年月日

令和六年十二月二十六日

三 美波町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

美波町

(二) 調査を行った時期

令和三年度から令和五年度まで

(三) 成果の名称

美波町西の地の一部の地籍図及び地籍簿（西の地二地区）

(四) 調査を行った地域

海部郡美波町西の地の一部（西の地二地区）

(五) 認証年月日

令和六年十二月二十六日

2 (一) 調査を行った者の名称

美波町

(二) 調査を行った時期

令和三年度から令和五年度まで

(三) 成果の名称

美波町北河内の一部の地籍図及び地籍簿（北河内一地区）

(四) 調査を行った地域

海部郡美波町北河内の一部（北河内一地区）

(五) 認証年月日

令和六年十二月二十六日

四 阿南市に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

阿南市

2 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

3 成果の名称

阿南市橋町の一部の地籍図及び地籍簿（橋町一・二地区）

4 調査を行った地域

阿南市橋町の一部（橋町一地区及び橋町二地区）

5 認証年月日

令和六年十二月二十六日

五 神山町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

神山町

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

神山町下分の一部の地籍図及び地籍簿（下分一地区）

(四) 調査を行った地域

名西郡神山町下分の一部（下分一地区）

(五) 認証年月日

令和六年十二月二十六日

2 (一) 調査を行った者の名称

神山町

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

神山町阿野の一部の地籍図及び地籍簿（阿野八地区）

(四) 調査を行った地域

名西郡神山町阿野の一部（阿野八地区）

(五) 認証年月日

令和六年十二月二十六日

徳島県告示第二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第五項の規定に基づき、徳島市長から認証の請求のあった街区境界調査成果については、同条第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和七年一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

徳島市

二 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

三 成果の名称

徳島市津田町及び津田本町の一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿（津田二―二地区）

四 調査を行った地域

徳島市津田町一丁目及び津田本町一丁目の各一部（津田二―二地区）

五 認証年月日

令和六年十二月二十六日